

委託業務特記仕様書（令和８年７月１日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第１条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書（令和８年７月）」、「徳島県設計業務共通仕様書（令和８年７月）」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書（令和８年７月）」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- ２ ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7314451/>

（成績評定の選択制（試行））

- 第２条 当初業務委託料（税込み）が１００万円を超え５００万円未満及び、変更契約で業務委託料が１００万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- ２ 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- ３ 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が１００万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第３条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第4条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に組み込まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第5条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第6条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第9条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

- 2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（CIM活用業務【受注者希望型】）

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県 HP

(重点調査)

- 第12条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果物の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

(落橋防止装置等の設計図面における溶接種別の明確化等)

- 第13条** 落橋防止装置及び変位制限装置の設計に当たっては、「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関して（要請書）」（平成27年12月25日付）に基づき、設計図面の溶接種別を明確化するとともに、施工性に配慮し適切な溶接方法を選定するなど、合理的な設計を実施しなければならない。

(本業務の目的及び内容)

第14条 本業務は、徳島市万代町他で計画されている一級河川吉野川水系新町川に架かる「都市計画道路 住吉万代園瀬橋線 万代橋（仮称）」のうち、橋梁詳細設計（橋梁・護岸設計・水理解析等）を行うものである。

1. 橋梁設計

(1) 橋梁設計

1.1 橋梁詳細設計（共通）

橋梁の上部工、下部工、基礎工、架設工における橋梁工事に必要な詳細設計を行う。

1.2 橋梁詳細設計（鋼橋上部工）

鋼橋上部構造（鋼単純合成床板橋、鋼２径間連続鋼床版箱桁橋）を道路橋示方書等により設計するもので、支承、伸縮装置、排水装置、高欄及び応力計算を必要としな
い付帯施設の設計を含む。

1.3 橋梁詳細設計（橋台工）

橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻
しの土量計算等の設計を含む。基本構造物１基、類似構造物１基の詳細設計を行う。

1.4 橋梁詳細設計（橋脚工）

橋梁下部工を道路橋示方書等により設計するもので、構造物設置に伴う掘削、埋戻
しの土量計算等の設計を含む。基本構造物１基、類似構造物１基の詳細設計を行う。

1.5 橋梁詳細設計（橋台基礎工）

橋梁下部工の橋台の基礎について、基本構造物１基、類似構造物１基の詳細設計を
行う。

1.6 橋梁詳細設計（橋脚基礎工）

橋梁下部工の橋脚の基礎について、基本構造物１基、類似構造物１基の詳細設計を
行う。

1.7 橋梁詳細設計（架設計画）

橋梁上部工の架設計画及び架設工設計について、架設工法Ⅲ及び架設工法Ⅱにより
詳細設計を行う。

(2) 仮設構造物設計

2.1 仮設構造物詳細設計（土留工詳細設計）

橋梁下部工等の施工に伴う仮設の土留工について、タイロッド式について、
基本構造物１基、類似構造物１基、切梁式について、基本構造物１基、類似構造物１
基、の詳細設計をそれぞれ行う。

2.2 仮橋・仮栈橋詳細設計（仮橋・仮栈橋詳細設計）

橋梁下部工等の施工に伴う仮橋、仮栈橋について、基本構造物１基、類似構造物
６基の詳細設計を行う。

2. 護岸設計

(1) 地震動評価

本設計は、護岸設計（左右岸２ケース）において用いるレベル１地震動及びレベル
２地震動の作成及び評価を実施するものである。

1.1 設計計画

設計の趣旨を十分に理解したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の
手順および遂行に必要な計画を立案する。

1.2 レベル１地震動の作成・評価

常時微動観測を実施し、観測結果からサイト増幅特性を評価するとともに、レベル
１地震動の作成を行う。

1.3 レベル２地震動の作成・評価

上記、設計計画において得られたサイト増幅特性を用いて、レベル２地震動の作成
を行う。作成する地震は、下記の４地震を想定しているが、変更が生じた場合には、
監督員との協議のうえ決定する。

- ・M6.5直下地震
- ・中央構造線活断層地震
- ・東南海・南海地震（1707年宝永地震）
- ・南海トラフ巨大地震

1.4 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

1.5 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果をもとに、検討の方法、過程、結果等について記した報告書を作成する。

(2) 護岸詳細設計

本設計は、橋台の取合護岸の詳細設計を実施するものである。

2.1 設計計画

設計の趣旨を十分に理解したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の手順 および遂行に必要な計画を立案する。

2.2 資料収集・整理

既存資料（既往測量及び設計検討成果、施設台帳、地質調査結果、現況施設の構造等）について収集整理を行い、設計の基礎資料とする。

2.3 利用・自然条件設定

利用条件、自然条件等の設計条件を整理・設定する。

2.4 土質資料解析

土質資料を整理・解析し、所要の土質条件を設定する。

2.5 照査用震度算定

一次元の地震応答解析により、レベル1地震動の照査震度を算出する。

2.6 地震応答液状化の判定

一次元の地震応答解析により、レベル1地震動における現地盤および背面埋立地盤の液状化予測および判定をする。

2.7 比較構造諸元の検討

比較構造諸元を設定し、比較検討に用いる標準断面図、平面図等必要な図面を作成する。

2.8 永続状態および変動状態の安定性の照査

性能規定等に基づき永続状態および変動状態の安定性の照査をする。

2.9 偶発状態の地震応答解析

永続状態及び変動状態で設定された計画断面について、偶発状態（L2地震動）における地震応答解析（FLIP）により繰返し解析を実施し、適正な形状を決定する。

2.10 構造諸元の決定

安定性を照査した構造形式で設定された、最適な断面となる各構造形式の構造諸元に対して、概算数量及び概算工費の算定、各種要件（安定性、耐久性、経済性、施工性ほか）の検討を踏まえて総合的な比較・検討を行い、最適な構造断面を決定する。

2.11 細部設計（矢板式）

矢板上部工のレベル2地震動による部材応力の算定、配筋計算、数量計算及び図面作成を行う。

なお、護岸の構造形式は、矢板式を想定しているが、構造形式の変更が生じた場合には、監督員との協議のうえ決定する。

2.12 防食工の検討

決定した護岸構造を踏まえ、適切な防食範囲・防食工法を検討・決定する。

なお、護岸の構造形式は、矢板式を想定しているが、構造形式の変更が生じた場合には、監督員との協議のうえ決定する。

2.13 図面作成（護岸）

検討結果を踏まえ、工事発注に必要な平面図、縦断図、標準断面図及び詳細図等の設計図面を作成する。

2.14 数量計算（護岸）

作成した図面に基づき、工事発注に必要な数量計算を行い、数量計算書としてとりまとめる。

2.15 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、周辺への影響も考慮した施工計画を検討・立案するとともに、概算工事費を算出する。

2.16 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

2.17 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果をもとに、検討の方法、過程、結果等について記した報告書を作成する。

(3) 護岸復旧設計

本設計は、架設計画に伴い撤去復旧が生じる既設護岸の復旧設計を実施するものである。

3.1 設計計画

設計の趣旨を十分に理解したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

3.2 基本事項の整理・設定

復旧設計に必要となる基本事項（架設計画、工事用道路計画等）を整理・設定する。

3.3 現況照査

前述の基本事項を踏まえ、既設護岸の現況照査（安定性照査）を実施する。

3.4 取壊し・復旧断面の検討

基本事項及び現況照査結果を踏まえ、取壊し・復旧断面の検討を行い、標準断面図を作成する。

3.5 施工計画

施工方法、施工手順、施工機械、材料搬入等の条件整理を行い、周辺への影響も考慮した施工計画を検討・立案するとともに、概算工事費を算出する。

3.6 図面作成

検討結果を踏まえ、工事発注に必要な平面図、縦断面図、標準断面図及び詳細図等の設計図面を作成する。

3.7 数量計算

作成した図面に基づき、工事発注に必要な数量計算を行い、数量計算書としてとりまとめる。

3.8 照査

仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査報告書にとりまとめる。

3.9 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果をもとに、検討の方法、過程、結果等について記した報告書を作成する。

3. 水理解析

本業務は、不等流計算による万代橋（仮称）施工中及び架橋後の水位上昇影響を把握するとともに、河床変動解析により架橋後の河床変動量を確認するものである。

(1) 不等流計算

1.1 不等流計算

万代橋施工中及び架橋後の水位上昇の影響把握のため、不等流計算を行う。検討内容は、以下の通りである。

- ・不等流計算条件整理(計画流量・潮位条件・粗度係数・堰上げ量の算定条件等)
- ・不等流計算モデル作成
- ・各ケース(現況、施工中(10ケース程度を想定)、架橋後)の不等流計算

(2) 河床変動解析

2.1 設計計画

設計の趣旨を十分に理解したうえで、特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務の手順および遂行に必要な計画を立案する。

2.2 資料収集整理

河床変動解析の計算条件整理のため、河道計画・橋梁計画・測量資料(現況河道の横断面図、既往出水前後の横断面図等)・地質調査資料(河床材料調査、ボーリング資料等)・既往洪水実績に関する資料・既設構造物・潮位等の資料を収集する。

2.3 計算条件の設定

河床変動解析の計算条件(計算範囲、計算メッシュ、構造物モデル、対象洪水の選定、流量ハイドロ、粗度係数、初期河床、流砂量式、上流端の供給土砂、潮位条件等)を整理する。

2.4 計算モデルの構築

「2.3 計算条件の設定」に準じ、河床変動解析の計算モデルを作成する。

2.5 河床変動計算（現況及び架橋後の2ケース）

現況及び架橋後の河床変動解析を行い、河床変動量より橋台や橋脚周辺の洗掘量等を把握する。

2.6 照査

計算条件、計算結果等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切りにおいて適宜実施する。

2.7 報告書作成

業務の目的を踏まえ、業務の各段階で作成された成果をもとに、検討の方法、過程、結果等について記した報告書を作成する。

4. 軟弱地盤技術解析

(1) 軟弱地盤技術解析

1.1 現況地盤解析(地盤圧密)

橋台部において、周辺の盛土による橋台付近の現状地盤の沈下量及び液状化の低減係数を把握することを目的として、軟弱地盤技術解析を行う。橋台部の横断方向及び橋梁の縦断方向の2断面を想定しており、設定された土質定数、荷重等の条件に基づき、地中鉛直増加応力を算定し、即時沈下量、圧密沈下量、各圧密度に対する沈下時間を算定する。

1.2 現況地盤解析(液状化)

別途発注予定のボーリング5断面を想定しており、広範囲の地質地盤を対象に土質定数及び地震条件に基づき、液状化強度、地震時剪断応力比から、液状化に対する抵抗率 F_L を求め、判定を行う。

1.3 照査

各項目毎に基本的な方針、手法、解析及び評価結果に誤りがないかどうかについて確認する。

5. その他

(1) デザイン検討会議

本業務の履行にあたり、発注者の指示に基づき「デザイン検討会議」等への出席、資料作成、その他付随する協力業務（以下「デザイン検討等」という。）が発生した場合は、これに対応すること。デザイン検討等の実施に伴い、業務内容の追加が生じる場合、これらに要する費用等の必要性が認められる場合は、発注者と受注者で協議の上、設計変更の対象とすることができる。

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 箇 所	
落 札 価 格	千円(税込み)
受 注 者 名	
回 答 者 名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
-------------	--

(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可)

- ・作業人工数と技術者単価 (技術者数及びその拘束日数等)
- ・一般管理費の内訳 (事務用品費、通信交通費、福利厚生費、雑費等)
- ・技術経費の内訳 (技術者の技術力保持等のために必要な経費)
- ・外注経費の内訳 (具体的な見積書等)
- ・使用機材の内訳
- ・その他の内訳

(2) 低価格の理由・根拠

(3) 利益見通し

2 業務計画の内容	(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 (3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可) (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)
3 業務受注状況等	(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可) (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容、業務の細目を明確にする。

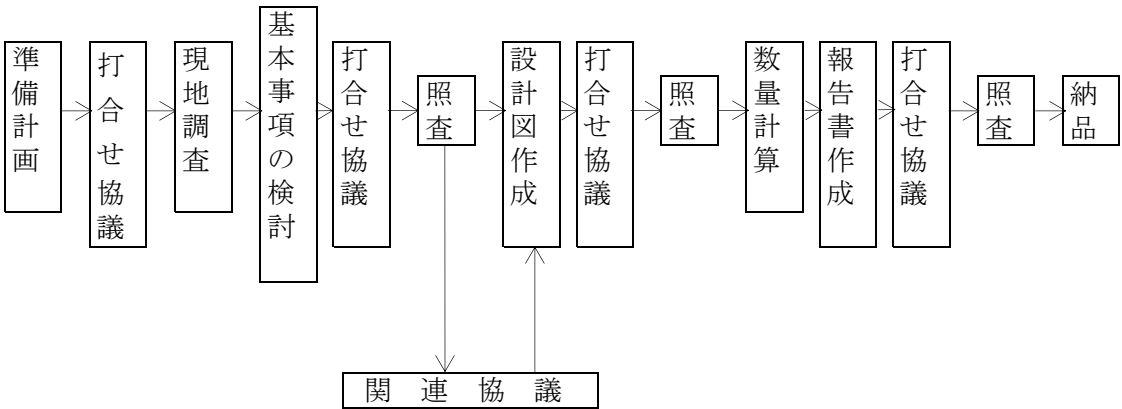
<記載例>

工	種	種	別	細	別	規格	単位	数	量	摘	要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点、制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項、検討内容等

- ・ 必要となる検討事項、検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月 10 20			〇〇月 10 20			技術者計	
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

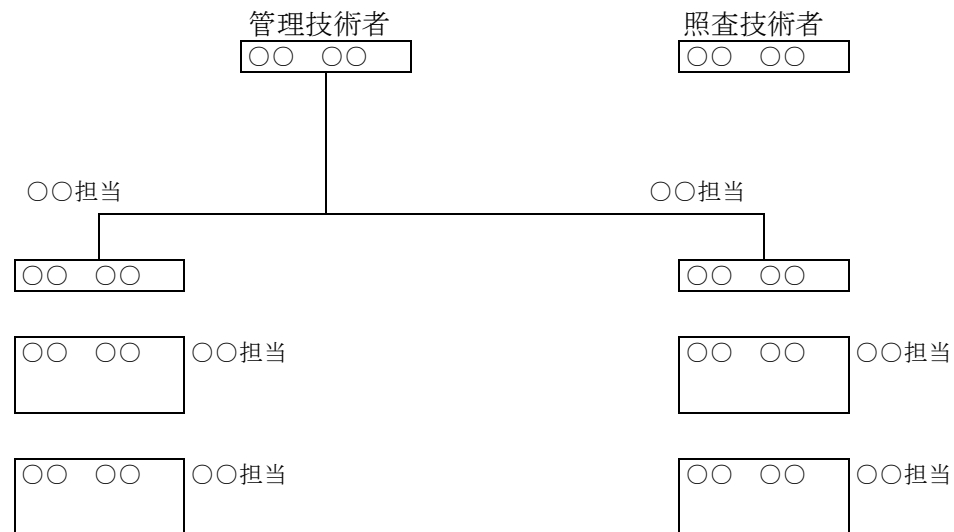
- ・照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。